

予納郵便切手額一覧表(簡裁申立て)

(令和6年10月1日実施)

千葉簡易裁判所 民事係(受付)

事件の種別 予納額	民事調停						支払督促	即決和解	意思表示の 公示送達	公示催告				
	一般		特定調停											
総額	6,000円		2,930円		650円			380円	1,320円	2,510円				
内訳	500円	8枚	500円	4枚	100円	5枚	A. 支払督促申立て時	100円	3枚	500円	2枚	500円	4枚	
	110円	10枚	100円	8枚	10円	15枚	切手1220円、 はがき1枚、 切手110円●○	10円	8枚	50円	4枚	110円	3枚	
	100円	5枚	10円	13枚			x. 再送達(休日特別送達)上申時			40円	3枚	50円	2枚	
	50円	5枚					切手1490円、 はがき1枚					40円	2枚	
	20円	5枚					y. 再送達(就業場所特別送達)上申時							
	10円	5枚					切手1220円、 切手110円、 はがき1枚							
							z. 再送達(書留付郵便送達)上申時							
							切手590円、 切手110円、 はがき1枚							
備考	当事者1名増すごとに1,220円2組(合計2,440円)追加 〔内訳:500円4枚、110円4枚〕		当事者1名増すごとに1,600円分〔内訳:500円2枚、100円5枚、10円10枚〕を1組追加		当事者1名増すごとに540円分〔内訳:100円4枚、10円14枚〕を1組追加		B. 仮執行宣言申立て時	当事者1名増すごとに270円分〔内訳:100円2枚、10円7枚〕を1組追加						
							切手1220円、 はがき1枚、 切手110円●							
							※ 支払督促手続きにおいては、(通常訴訟などの他の手続きが、何回分かの郵便に必要な切手を一度にまとめてお預かりするのと異なり、)手続きの各段階の進行に合わせ、その都度、上申書などの必要書類に添えて必要な切手をお出しいただいております。							
							※ 債務者が郵便を受け取らないなどといったことがなく、順調に送達できた場合には、上記の A 及び B だけで済みます。これに対し、なかなか送達できない場合には、x、y 又は z を、送達できるまで繰り返し、提出していただくこととなります。							
							※ 上表の額は、「請求の趣旨・原因」の枚数が4枚以内の通常一般的な申立書の場合を想定した郵便物総重量50gまでの料金です。							
							※ 「請求の趣旨・原因」が概ね5枚以上となる申立ての場合には、重量分の郵便料金が必要となります。 「請求の趣旨・原因」 5～13枚なら、総重量100g以内 14～24枚なら、150g以内 25～47枚なら、250g以内の目安です。							
							※～100gでは、上表の額に、各70円増しです。 (特別送達1290円、同休日1560円、書留660円、普通180円) ～150gでは、上表の額に、各160円増しです。 (特別送達1380円、同休日1650円、書留750円、普通270円) ～250gでは、上表の額に、各210円増しです。 (特別送達1430円、同休日1700円、書留800円、普通320円)	申立手数料 収入印紙 2,000円		申立手数料 意思表示文書1通につき収入印紙1,000円		申立手数料 収入印紙 1,000円		
	申立手数料が不明の場合はお問合せください。				申立手数料が不明の場合はお問合せください。		(ただし、○印をつけた110円は債権者あての「発付通知」用ですので、重量・料金の増加はありません。)							
						※ 債務者が複数いる場合は、上表の(重量超過の場合はそれに応じた)切手・はがきを、人数分、追加の上、お出しください。 (ただし、●印をつけた切手は、債権者にお送りするための切手ですので、債務者が複数の場合でも追加部数の必要はありません。)								